

休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 届 書

事 項	薬局、医薬品販売業等を廃止し、休止し、又は休止した薬局、医薬品販売業等を再開したとき
根 拠 法 令	<p>法 律 第 10 条、第 19 条、第 38 条、第 40 条、第 40 条の 7 施 行 令 第 2 条の 14、第 35 条、第 57 条 施 行 規 則 第 10 条の 2、第 18 条、第 114 条、第 159 条の 23、第 177 条、第 178 条、 第 196 条の 13 施 行 細 則 第 6 条</p>
提 出 部 数	<p>保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品販売業：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所）</p> <p>保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業：1部（保健福祉事務所）</p> <p>保健所設置市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業：2部（1部薬事管理課、1部長野市保健所又は松本市保健所）</p> <p>保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業：1部（長野市保健所又は松本市保健所）</p> <p>地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所）</p>
添 付 書 類	廃止したときは、許可証等の原本（許可証等を紛失した場合には、理由書）
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃止、休止又は再開したときから 30 日以内に届け出ること。 2. 業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。 3. 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄に、その販売業又は貸与業の届出を行った年月日を記載すること。 4. 休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記すること。 5. 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。

休 止
廃 止 届 書
再 開

業 務 の 種 別		
許 可 番 号、認 定 番 号 又 は 登 録 番 号 及 び 年 月 日		
薬局、主たる機能を 有する事務所、製造 所、店舗、営業所又は 事 業 所	名 称	
	所 在 地	
廃 止、休 止 又 は 再 開 の 年 月 日		
備 考		

休 止
上記により、廃 止 の届出をします。
再 開

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

長野県知事
市長

殿